京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務 応募要領

京都観光総合調査アップグレード事業実施業務について,公募型プロポーザル方式により,業務受託候補者の選定を行うため,次のとおり公募を行う。

1 事業の趣旨

観光は、京都経済の発展や文化の継承等に寄与する一方で、一部の観光地や市バス、道路での混雑、マナー違反などの課題を生じさせ、市民生活に影響を及ぼしていた。さらに、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等による観光需要の激減は、京都観光にかつて経験したことのない危機的な状況をもたらしている。

この京都観光が直面している危機から力強く回復し、コロナ収束後の新たなステージに対応していくために、本市では令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定し、持続可能な観光を目指した取組を進めている。

その実現に向けては、市民生活と観光の調和や、観光による地域への更なる貢献等により市民の満足度や豊かさの向上を図っていくことが重要であり、現在、観光政策の基礎資料としている「京都観光総合調査」において実施している観光客に対する満足度の調査に加え、今後は、市民の京都観光に対する意識等を把握していく必要がある。

以上のことから、「京都観光総合調査アップグレード事業」として、京都観光に対する 市民意識(市民と観光客の関わり、京都観光が市民にもたらす影響等)を新たに調査する。 また同時に、京都観光総合調査の精度の更なる向上を図るため、必要な基礎データ(京都 市内観光駐車場の容量、京都駅着高速バス運行本数等)の更新を行う。

2 業務の名称

京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条 の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。
- (5) 提案した内容を遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している者であること。

5 募集期間

令和3年7月1日(木)~7月14日(水)

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

6 契約条件

(1)契約形態

委託契約とする。

(2)契約期間

契約日から業務完了日(令和4年2月中旬を予定)まで

(3)委託金額の上限金額

金4,000,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

(4)その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に 増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見 積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、 当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に 委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

7 応募手続等

(1)提出書類等

- ア 提出書類及び提出部数
 - (ア) 応募申請書(様式1) 1部
 - (イ) 企画提案書(任意様式) 7部

様式は定めないが、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する内容の企画提 案書を提出すること。なお、以下の事項については、全てを記載すること。

- ○業務の実施方針
- ○業務の実施手法
- ○業務従事(予定)者(所属・役職・業務経歴・同種又は類似業務実績等)
- ○過去5年間の同種又は類似業務の実績
 - ※提出書類の様式は、A4横書き(図表等についてA3を用いることは可能。ただし、A4に折り畳むものとする。)にまとめるものとし、7部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

なお,企画提案書(7部)に社名は記入しないこと。

- (ウ) 応募資格を満たすことを証明する書類(会社案内,登記簿謄本等)1部
 - ○誓約書(様式2)
 - ○登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本),印鑑証明書,納税証明書(国税及び地方税)及び使用印鑑届(いずれもコピー不可)

(エ) 見積書(任意様式) 1部

※宛先は京都市長とすること。

※提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和3年7月14日(水)午後5時30分(必着)

ウ提出先

下記(2)のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送により、下記(2)へ提出期限まで(必着)に提出すること。 ※郵送の場合は、書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

(2)問合せ先及び提出先

京都市産業観光局観光 MICE 推進室 担当:横下,神吉

 $\mp 604 - 8005$

京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階 電話075-746-2255 FAX075-213-2021

(3)仕様書等に対する質問期限

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問がある場合は、質問書(任意様式)を持参又はFAXにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。なお、FAXの場合は必ず電話での受信確認を行うこと。

ア 提出先

上記(2)の担当まで

イ 提出期限

令和3年7月1日(木)~令和3年7月5日(月)午前9時~午後5時30分 ※ただし、市役所閉庁日は除く。なお、期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和3年7月8日(木)までに京都市観光 MICE 推進室のホームページに公開することによって行う。

エ 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている 者とする。

(4)注意事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ①提出期限,提出先,提出方法に適合しないもの。
- ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。

ウその他

①全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

- ②提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。 ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ③提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を 作成することがある。
- ④提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤全ての提出書類は、返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1)審査方法

本市が設置する選定委員会において,以下(2)に示す審査基準に基づき,企画提案書等の提出書類の審査により(必要に応じてヒアリングを行う。)総合的に評価し,受託候補者を選定する。

また, 応募者が1者であった場合については, 採点結果が一定点数以上(合計点が6割以上)であり, かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合, 受託候補者として決定する。

(2)審査基準

以下の1から6までの項目について、それぞれ記載する視点に基づき審査する。

	審查項目	配点	合計
1	企画提案内容 ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。 ・京都観光に対する市民意識を把握するための、効果的な提案がなされているか。 ・調査を適切に行う(的確な回答を得る、被調査者から良い印象を得る、被調査者の負担を軽減する、必要なサンプル数を確保する、的確な分析を行う)ための工夫があるか。	5 0 点	
2	業務実施体制 ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。 ・業務従事(予定)者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。 ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。	20点	100
3	実 <u>績</u> ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。	10点	
4	見積金額・企画に応じた見積金額となっているか。	5点	
5	その他 評価 ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等に おいて評価できる要素はあるか。	10点	

	京都市公契約基本条例との関係		
6	・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業か	5点	
	どうか。		

(3)選定

選定委員会の審査結果を踏まえて、採択提案を決定する。

(4)通知

選定結果については、郵送で通知するとともに、京都市観光 MICE 推進室のホームページ上にて参加した事業者及び評価点等を公表する。

(5)契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と見積額の範囲内で交渉の上,契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。 契約内容は、別紙仕様書及び受託者の提案書の内容を踏襲するものとする。

9 その他

- ・ 委託事業の開始から終了までの間,事業実施方法や進捗状況の確認等,事業の円滑な 実施のために,定期的に本市担当者と連絡調整を行うこと。
- ・ 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- ・ 本事業を通じて,著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合,その権利は全て本 市に帰属するものとする。